

議案第9号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年8月25日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 佐々木 稔納

提案理由

東日本大震災の被災者に係る保険料の減免について平成29年度分まで延長する必要があるので、提案する。



京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「平成29年3月31日まで」を「平成30年3月31日まで」に改める。

附則別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

